

令和4年9月1日

学 生 各 位

学生課学生・図書係

令和4年度授業料免除（後期）の申請について（通知）

標記のことについて、下記のとおり申請を受け付けますので、希望者は学生課学生・図書係に申し出てください。

記

1. 制度

①高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

令和4年度本科4・5年生及び専攻科1・2年生

（本科4・5年及び専攻科1・2年次に、休学理由以外で留年したことがある学生は除く。）

※学力基準と家計基準に該当する者が対象となります。

②経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除

令和4年度に専攻科2年生で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

- ・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
- ・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

③国立高等専門学校機構における授業料免除（災害等の特別な事由による場合）

次の(1)又は(2)に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- (1) 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) (1)に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

④国立高等専門学校機構における授業料免除（その他特別な事由による場合）

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると選考機関が認める場合

- (1) 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- (2) 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (3) 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
- (4) その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

⑤国立高等専門学校機構における授業料免除（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合）

新型コロナウイルス感染症の影響で次の(1)～(3)のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると選考機関が認める場合

- (1) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- (2) 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。
- (3) 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に算出することとし、直近三ヶ月分を4倍した金額を基に判定することを原則とする。

2. 申請受付期間

令和4年10月6日（木）まで（受付時間：土・日・祝日を除く 8:30～17:00）

3. その他注意事項

- ① 本科3年生までの就学支援金とは異なり、免除希望者は自ら申請する必要があります。
- ② 受付期間以外は申請を受け付けません。免除希望者は、必ず期間内に申請書を提出してください。
- ③ 不明な点は、学生・図書係（TEL 0897-37-7861）までお問い合わせください。